

令和3年度

しまねの農林水産物消費拡大応援事業

(農産物関係向けご案内)

新型コロナウイルスの影響を克服するため、県内生産者と流通事業者（小売業、卸売業）が連携し、小売店や飲食・宿泊事業者等を通し、ニーズのある製品の生産、販売等、生産者の経営安定に繋がる取組や県民の消費拡大に繋がる取組を支援します

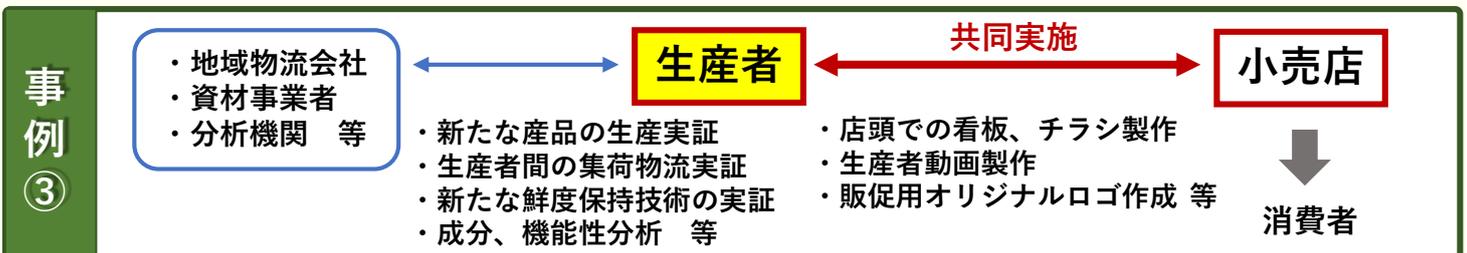
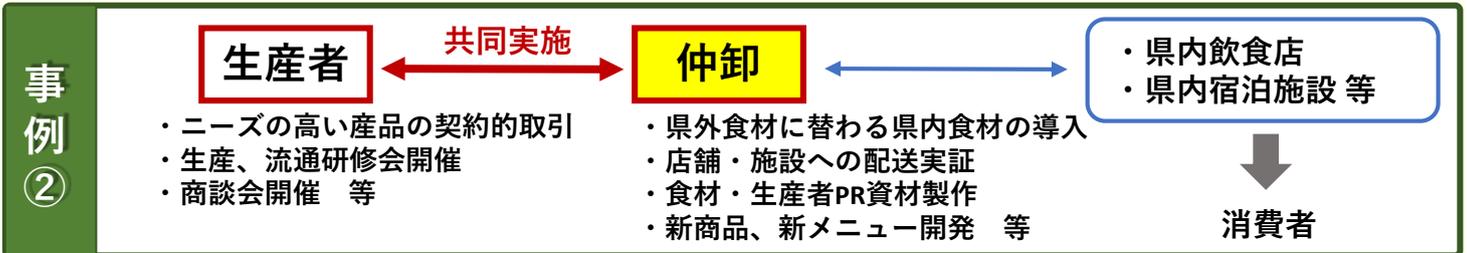
■ **公募期間** 令和3年10月8日（金）～令和3年11月8日（月）

■ **対象者** ・農業者 ・小売業者 ・卸売業者（仲卸業者含む）
※県内に拠点を有すること、法人・個人・任意団体等の別を問わない

■ **補助上限額** 補助率 **2/3** 以内（ソフト事業）
補助上限額 **200** 万円（1申請事業あたり）

■ 支援の対象となる取組

- 生産者と流通事業者（小売、卸売）を含む複数事業者による共同実施による取組
- 事業終了後も継続可能な取組
- 県内小売店、県内卸売事業者、県内飲食・宿泊施設において、県内農林水産物の流通量や売上げ拡大につながる取組（原則、県内販売の取組が対象、一部県外販売は可）
- 売れる製品づくりの助言等、流通事業者と生産者が連携を図る取組



■ 補助対象経費

生産に係る取組、商品開発に係る取組、販売に係る取組、体制整備に係る取組に係る次の経費〔対象経費〕

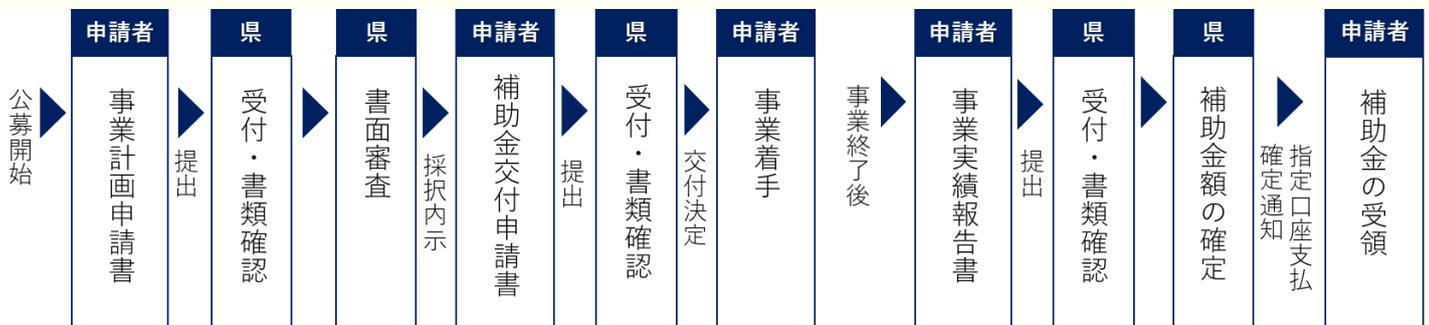
報償費（謝金）、旅費、材料費及び消耗品費、印刷費、広報費、委託料、送料、使用料及び借上げ料、原材料費、出展料、分析・検査費 など

■ 公募要領（事業計画申請書）ダウンロード

https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/nougyo_shien/hojyojigyou/syouhikakudai/



■ 補助事業の流れ、スケジュール



令和3年11月上旬

令和3年11月上旬以降

令和4年 3月15日まで

書面審査、採択内示

補助金交付申請書提出後、交付決定後に事業着手

事業実績報告書提出

■ 書面審査項目

① 実施体制、実効性	事業実施に必要な体制、実現的な取組となっているか
② 地元ニーズの把握	マーケットインの視点に基づいた取組となっているか
③ 共同実施者との連携構築	連携事業者の役割が明確で、相乗効果が見込まれるか
④ 事業の継続・発展性	補助事業終了後も取組の継続・発展が見込まれるか
⑤ 費用対効果	事業内容に対する経費が適切か
⑥ スケジュール	効率的に各業務が実施される計画となっているか

■ 応募書類提出先・問合せ先

島根県 産地支援課 販売物流グループ

〒690-8501 松江市殿町1番地

電話：0852-22-5127

メール：sanchishien@pref.shimane.lg.jp

しまねの農林水産物消費拡大応援事業

検索

